

令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業者支援金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、東久留米市内（以下「市内」という。）の障害福祉サービス等を提供する事業者（以下「事業者」という。）に対し東久留米市障害福祉サービス事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止を図りつつ事業運営を継続する事業者を支援することを目的とする。

(支援金対象者)

第2 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年9月1日時点で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第2項から第10項まで及び第12項から第18項までに規定する障害福祉サービス、法第77条第1項第8号及び第3項に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項から第6項までに規定する障害児通所支援、同法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援及び同法第7条第2項に規定する障害児入所支援その他市長が特に適当と認めるものの提供を行う事業所として市内に所在し、国、東京都又は東久留米市（以下「市」という。）の指定若しくは許可を受けていること。
- (2) 令和2年4月から同年6月までの間に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する市の住民基本台帳に登録されている者に対し前号のサービスを提供した実績があること。

(支援対象経費及び支援金の交付額)

第3 支援金の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、令和2年4月1日以後に支出したもので別表に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、支援金の対象としない。

- (1) 東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園が行う東久留米市児童発達支援センター条例（令和元年東久留米市条例第27号）第3条に掲げる事業に係る経費
- (2) 東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年東久留米市条例第15号。以下「指定管理者条例」という。）第6条第1項の規定により指定管理者として指定された者が行う指定管理者条例第9条に規定する指定管理者が行う管理の業務に係る経費及び市から委託を受けた事業に係る経費
- (3) 国又は地方公共団体が交付する他の補助金、給付金等の対象経費として計上している経費

3 支援金の交付額は、支援対象経費の実支出額と別表に定める補助基準額のいずれか低い額とする。

(申請)

第4 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」とする。)は、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、別に定める日までに東久留米市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

(交付決定及び通知等)

第5 市長は、第4の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認めた場合は、支援金の交付を決定し、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付の決定に際し、必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6 市長は、第5第1項の規定による支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金を他の用途に使用したとき。

(3) 支援金の支給決定の内容又はこの要綱等の規定若しくは付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用する。

3 市長は、交付決定事業所が第1項各号の規定により支援金の交付決定の全部又は一部が取り消された場合は、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業者支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7 交付決定事業者は、支援事業が完了したとき、又は支援金交付の決定をした会計年度が終了したときは、市長が別に定める日までに、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業者支援金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定)

第8 市長は、第7の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び

必要に応じて行う実地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業者支援金交付額確定通知書（様式第5号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9 交付決定事業者は、第6の規定により支援金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該支援金を返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、第8の規定により支援金の額が確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該補助金を市長に返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第10 交付決定事業者は、支援事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具を支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。

2 市長は、交付決定事業者が市長の承認を受けて、前項の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 交付決定事業者は、支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（消費税仕入控除税額の報告）

第11 交付決定事業者は、支援事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業者支援金消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 交付決定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

3 市長は、第1項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。

(関係書類の整備保管)

第12 交付決定事業者は、当該支援金及び対象事業に係る経費の収入及び支出の状況を明らかにした書類及び帳簿等並びに領収書等を整備し、当該対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間これらを保存しておかなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この期間を延長することができる。

(交付決定等に係る調査)

第13 市長は、この要綱による支援金に関し必要と認めるときは、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 交付決定事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(委任)

第14 この要綱及び東久留米市補助金交付規則(昭和47年東久留米市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、令和2年9月18日から施行する。

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行った支援金の交付決定に対する第7から第13までの規定の適用については、その時以降も、なおその効力を有する。

別表（第3関係）

補助対象経費		補助基準額	補助率
感染症の拡大を 予防するための 経費	報酬、給料、職員手当 等、報償費、旅費、需 要費、役務費、使用料、 賃借料、管理費、共益 費、施設改修費、備品	1事業当たり10万円（法第 5条第18項に規定する相談 支援及び児童福祉法第6条の 2の2第7項に規定する障害 児相談支援の事業を重複して	10分の10
事業を継続する ための経費	購入費その他市長が 必要と認める経費	実施する場合については、1 事業とみなす。）	